# サービス提供同意書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、「かりや南居宅介護支援事業所 重要事項説明書」を用いてサービスの内容の説明をしました。

かりや南居宅介護支援事業所

介護支援専門員

私は、かりや南居宅介護支援事業所から「かりや南居宅介護支援事業所 重要事項説明書」を用いてサービス内容の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

サービス利用者

住所

氏名

署名代行者

住所

氏名 (続柄)

# かりや南居宅介護支援事業所 重要事項説明書

(愛知県指 第 2372900643 号)

当事業所はご依頼者に対して、介護保険令に従い、ご依頼者(利用者)が居宅で、その有する能力に応じ、自立した生活がおくれるように支援する事を目的とし、指定居宅介護支援サービス(下記事業内容)を提供します。

#### 1. 事業概要

1) 設置体 医療法人 光慈会

2) 住所 刈谷市小垣江町新庄33番地

3) TEL 0566-63-5260 FAX 0566-21-1715

4) 管理者 山田 芳美

5) 事業内容・ケアプランを作ります。

- ・サービス事業者との連絡調整をします。
- ・要介護認定の更新申請に必要な支援をします。
- ・施設入所を希望される方には施設の紹介、その他必要な支援を行います。
- ・介護全般の相談に応じます。
- 6)事業実施地域 刈谷市全域(但し井ヶ谷町、西境町、東境町、今川町、今岡町 一里山町、一ツ木町は除く)

高浜市実施地域(呉竹町、春日町、八幡町、小池町、屋敷町、 沢渡町、湯山町)とする。

実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- (1) 実施地域を越えてから片道5km未満 250円
- (2) 実施地域を越えてから片道 5 km以上は、 1 km又はその端数を増すごと に 1 0 0 円を加算します。
- (3)費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)受けることとします。

- 7) 営業時間 月~土 9:00~17:00 (日曜日、12月30日~1月3日は休み) (営業時間内の不在時は留守番電話対応、営業時間後には携帯電話に転送対応:24時間対応)
- 8) 事業実施職員 介護支援専門員 (ケアマネジャー)

#### 2. サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、 介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご 契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領することができない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業所発行のサービス提供証明書を各市町村の窓口に提出し、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費 (1単位=11.05円)

・要介護 1~2の場合 : 1086単位/月 ・要介護 3~5の場合 : 1411単位/月 ・特定事業所加算Ⅲ : 323単位/月

なお、次のサービス提供の場合、料金の加算があります。(1単位=11.05円)

・初回加算 : 300単位/月 ・入院時情報連携加算 I : 250単位/月 ・入院時情報連携加算 II : 200単位/月

· 退院 · 退所加算

カンファ参加なし : 連携1回450単位、2回600単位/回

カンファ参加あり : 連携1回600単位、2回750単位、3回900単位/回

·通院時情報連携加算 : 50単位/月

・緊急時等居宅カンファレンス加算 : 200単位 ・ターミナルケアマネジメント加算 : 400単位

## 3. 苦情について

当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

1) 苦情受付窓口

医療法人光慈会 かりや南居宅介護支援事業所 0566-63-5260 介護支援専門員 山田 芳美 磯畑 時子 田中 朋見

2) 行政受付

(1) 刈谷市長寿課 0566-62-1013

高浜市介護保険・障害グループ 0566-52-9871

(2) 国民健康保険連合会 052-971-4165

4. その他ご留意していただきたいこと

- 1) 当居宅介護支援事業所のご利用を市役所介護保険担当課に届出をして下さい。
- 2) 1度計画された内容はいつでも変更可能ですのでご相談下さい。
- 3) 計画に位置づけられていないサービスの利用は実費となりますので、事前にお知らせ下さい。やむを得ず緊急利用された方は、早急にお知らせ下さい。
- 4) サービス担当者会議や主治医の申請等、正当な理由がある場合は利用者やその家族の個人的な情報を用いる事がありますので、ご了承下さい。
- 5) 病院等に入院する必要が生じた場合には、担当する介護支援専門員の名前や連絡 先を伝えて下さい。
- 6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸 与の利用状況は下記の通りです。 ▼ R7年3月~R7年9月

訪問介護	16.6	ニコニコ介護刈谷	ニチイ高浜	こころヘルパー
	%	23.8%	22.8%	22.8%
通所介護	23.8	なのはなディ	リハビリガーデン2	JA あいち刈谷南
	%	28.3%	13.8%	11.0%
地域密着型通所介護	6.6	オーネスト杜若	ディサービスこころ	リハビリガーデン
	%	42.5%	30.0%	27.5%
福祉用具貸与	64. 9	(株) トーカイ	東海エイド	市川商事
	%	25.0%	22.5%	16.9%

## 7) 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、従業者に対する研修の 実施や、苦情処理体制の整備、その他必要な措置を行い、虐待を受けたと思われ る利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

- 8) 居宅介護支援事業所を変える事は、いつでも自由にできますので、ご遠慮せず お申し出下さい。
- 9)お心付けやお茶菓子、差し入れの品等はお断りさせていただいています。

#### 備考 医療法人光慈会 実施事業

知立老人保健施設(入所) 介護老人保健施設かりや(入所)

知立老人保健施設短期入所療養介護 介護老人保健施設かりや短期入所療養介護

知立老人保健施設通所リハビリテーション事業所 介護老人保健施設かりや通所リハビリテーション事業所

知立老人保健施設訪問リハビリテーション事業所 介護老人保健施設かりや訪問リハビリテーション事業所

知立居宅介護支援事業所 刈谷依佐美地域包括支援センター

知立市西部地域包括支援センター 刈谷朝日地域包括支援センター

グループホームながしのの里 老人デイサービスセンターなのはな

グループホーム第二ながしのの里

令和7年10月1日改定